

## 各務原市物品等検査要領

(平成28年3月2日決裁)

### (目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）第234条の2第1項及び各務原市契約規則（昭和39年規則第9号。以下「契約規則」という。）の規定に基づき、各務原市が購入する物品（法律第239条第1項に規定する物品をいう。）の納入における検査及び各務原市が委託契約した業務（各務原市委託業務検査要領第1条に規定する委託業務を除く。以下「業務委託」という。）の検査に必要な事項を定め、もって検査の厳正かつ的確な執行に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査 検査員が契約書に基づく給付の完了確認（給付の完了前において行う既納部分の確認を含む。）及び履行途中において、契約の適正な履行を確保するために行う確認行為をいう。
- (2) 検査権者 契約事務を担当する部の長をいう。
- (3) 検査員 検査権者から当該契約の検査の執行を命ぜられた者をいう。
- (4) 検査立会員 検査権者から当該契約の検査立会を命ぜられた者をいう。
- (5) 監督員 予算執行の担当課に属する各務原市行政組織規則（昭和46年8月31日規則第15号。以下「行政組織規則」という。）第25条に定める係長以上の職にある者又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教育公務員特例法」という。）第2条第2項に定める教員の職にある者をいう。
- (6) 契約担当者 契約事務を担当した課の者をいう。
- (7) 受注者 契約規則により当該契約を締結した契約の相手方をいう。

### (検査の方法)

第3条 検査は、契約書、仕様書その他関係書類に基づいて行うものとする。

### (検査の種類)

第4条 検査の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 完納検査 物品の完納を確認するための検査
- (2) 完了検査 業務委託の完了を確認するための検査

(3) 中間検査 仕様書等に基づき委託業務が適正に実施されていることが完了後明視できない部分、又は発注者が重要と判断する部分について委託業務の作業中に行う検査

(4) 既納部分検査 物品の完納前に代価の一部を支払う必要があるとき、物品の既納部分の納入を確認するための検査

(5) 既履行部分検査 業務委託の一部が完了し引渡しを受ける場合、又は契約解除により既履行部分の引渡しを受ける場合で、業務委託の既成部分を確認する検査  
(検査の期日)

第5条 検査は、納品書等を受けた日から10日以内かつ契約の属する年度の末日(3月31日)までに行わなければならない。

(兼務の禁止)

第6条 検査員は、監督員を兼ねることはできない。ただし、特別な技術を要するため監督員以外の職員により行うことが著しく困難な場合においては、この限りでない。

(検査の日時等の通知)

第7条 検査権者は、検査を実施しようとするときは、受注者に対して、あらかじめ検査の日時等必要な事項を通知するものとする。

(検査員の指定)

第8条 検査権者は行政組織規則第23条第1項に規定する課長等及び参事以上の職にある職員から、検査ごとに検査命令書(様式第1号)により検査員の指定を行う。ただし、検査権者が特別な事情があると認める場合においては、同規則第28条に定める主幹又は教育公務員特例法第2条第1項に定める校長の職にある者もしくは同法第2条第2項に定める教頭の職にある者も検査員に指定することができる。

2 検査権者は、必要があると認めるときは2名以上の検査員を指定することができる。この場合において、検査権者は、それぞれの検査員の権限の内容を明らかにしなければならない。

(検査員の職務、権限)

第9条 検査員は、検査に先立って指示事項等を確認しなければならない。

2 検査員は、検査を行うに当たり必要と認めるときは、受注者に資料の提出、又は事実の説明を求めることができる。

3 検査員は、完納検査又は完了検査において既納部分検査にて確認した物品又は既

履行部分検査にて確認した部分についても必要と認める場合は検査を行うことができる。

4 検査員は、検査の結果その給付が契約内容に適合するときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。

5 検査員は、不合格の判定をした場合は、口頭指示により受注者に完納の履行又は契約内容の適正履行を求めなければならない。

(検査立会員の指定)

第10条 検査権者は、契約担当者又は検査員と異なる課の職員でかつ管理職員等の範囲を定める規則（平成11年4月1日公平委員会規則第8号。）第2条に規定する職員を検査ごとに検査立会命令書（様式第2号）により検査立会員として指定する。ただし、検査権者が特別な事情があると認める場合においては、検査員と異なる課の職員でかつ行政組織規則第25条に定める係長以上の職にある職員を検査立会員に指定することができる。

(立会人等)

第11条 検査員は、前条で規定する検査立会員、監督員及び受注者又はその代理人の立会いのもと検査を実施することとする。

(検査の準備)

第12条 当該契約の予算担当課員は、検査に際し、次に掲げるものを準備しておくものとする。

(1) 契約書、その他契約履行の記録等検査に必要な書類

(2) 検査に必要な用具及び人員

(3) その他検査員があらかじめ指示した事項

(再検査)

第13条 検査員は、第9条第5項の規定により受注者に完納の履行又は契約内容の適正履行を求めた場合において、受注者から当該契約物品を再度納入又は当該委託業務を再履行された際は、再検査をしなければならない。

2 再検査は、第3条から第12条までの規定を準用する。

(検査調書の作成)

第14条 検査員は、検査を終了したときは、検査調書（各務原市建設工事検査要領（平成25年3月25日決裁）第17条に規定する検査調書）を作成しなければならない。

(検査の委託)

第15条 検査権者は、特に専門的な知識又は技能を必要とするもの、その他必要と認められる場合は、市の職員以外の者に検査を委託することができる。

(準用)

第16条 第2条から第15条までの規定は、印刷製本契約に係る検査について準用する。

(適用除外)

第17条 契約金額50万円未満、単価契約、役務費、委託料、使用料及び賃借料に係る契約はこの要領によらないことができる。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月2日決裁)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日決裁)

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

附 則 (令和6年10月31日決裁)

様式第 1 号(第 8 条関係)

年 月 日

様

検査権者

検 査 命 令 書

下記の契約の検査員を命じます。

記

1 契 約 番 号

2 契 約 件 名

3 受 注 者 名

4 検 査 予 定 日

様式第2号(第10条関係)

年 月 日

様

検査権者

検 査 立 会 命 令 書

下記の契約の検査立会員を命じます。

記

1 契 約 番 号

2 契 約 件 名

3 受 注 者 名

4 検 査 予 定 日